

東部地域総合型スポーツクラブ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 このクラブは、東部地域総合型スポーツクラブ【通称：東部スポーツクラブ（以下「クラブ」という。）】と称し、事務局を熊本市立東町中学校（熊本市東区東町4丁目15-1）に置く。

(目的)

第2条 クラブは、会員に対して日常生活の中で自発的に運動やスポーツを楽しむ場を提供するとともに、会員相互の親睦と青少年の健全育成を図り、ひいては広く熊本市におけるスポーツの振興と地域社会における健康で明るく豊かな生活の実現に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 クラブは前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 種目別クラブ活動
- (2) 各種スポーツ大会・教室
- (3) 健康体力相談・測定
- (4) 各種研修会・講演会
- (5) 会員相互の親睦を深めるための活動
- (6) その他クラブの目的達成のため必要な事業

第2章 組織

(クラブの構成)

第4条 クラブは、クラブの目的に賛同するもの（以下「会員」という。）で組織する。

(役員)

第5条 クラブに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計・庶務 2名
- (5) 監査 2名

2 クラブに、顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第6条 役員は、運営委員会（第5章で規定）で選出し、総会で報告する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、クラブを代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は予め指名された者が、その職務を代理する。
- (3) 監査は、クラブの会計、財産及び事業を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員は、その任期満了後であっても、後任者の就任までの間職務を執行する。

第3章 会員

(入会資格)

第9条 クラブに入会できる者は、原則として東部地区（尾ノ上校区・健軍東校区・東町校区・若葉校区・秋津校区・泉ヶ丘校区・健軍校区）に在住するものとする。ただし、運営委員会が認めた場合は、この限りではない。

2 会員はクラブが定める規約を遵守し、これに反する者については退会させることができる。

(入会手続き等)

第10条 クラブに入会を希望する者は、所定の手続きを行うとともに、会費を納入しなければならない。

2 会員の資格は、退会等によって喪失するものとする。

(会費)

第11条 会費は、年会費とする。会費の額及び納入方法については別に定める。

(会費の不返還)

第12条 一旦納入された会費は返還しない。

第4章 総会

(総会)

第13条 クラブの総会は会長が年1回招集する。ただし、会長が認めるときは、臨時に招集することができる。

2 総会は、クラブの会員で構成し、運営委員会の決定事項について報告する。

第5章 運営委員会及び専門部会

(運営委員会の役割及び構成)

第14条 クラブの事業運営のために、運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、クラブのすべての機関を掌握し、事業の検討及び運営に関する事項を審議する。

3 委員は、会長がこれを委嘱する。

4 委員会は、委員長が招集する。委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長が決する。

(専門部会の役割及び構成)

第15条 委員会に、次の専門部会（以下「部会」という。）を置く。

(1) 総務部会 (2) 企画部会 (3) 広報部会

2 部会はクラブの具体的な事業を計画し、その実施にあたる。

3 各部会は、部会長1名、副部会長1名及び部会員を持って構成する。

4 部会員の選出及び任期は次のとおりとする。

(1) 部会長は運営委員の中から選出しこれにあたる。

(2) 部会員は会員の中から委員会で選出し、その内1名を副部会長とする。

(3) 部会員の任期は2年とする。

5 部会長は、部会を統括し、その協議内容を委員会に報告する。

第6章 会計

(経費)

第16条 クラブの経費は、会費、事業などによる収入、補助金、寄付金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

(管理)

第17条 クラブの経費は、事務局が管理する。

(会計年度)

第18条 クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第7章 責務

(会員)

第19条 会員は、本クラブの諸規定を遵守し、責任者及び指導者（以下「指導者等」という。）の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。

(クラブ及び指導者等)

第20条 クラブ及び指導者等は、会員の活動中のいかなる盗難、傷害等の事故に対しても一切責任を負わない。

第8章 規約の改正等

(規約の改正)

第21条 この規約は、運営委員会の議決によって改正することができる。

(委任)

第22条 規約に定めない事項及び運営上必要な事項は別に定める。

2 東部地域総合型スポーツクラブ細則

3 東部地域総合型スポーツクラブ社会体育事業細則

附則 1. 平成18年4月30日施行

2. 平成22年4月14日一部改正